

公告 第522号

組合規程の新設について

平成25年2月25日付 SCSK 健発第647号及び第668号をもって、以下の規程を新設することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、公告する。

平成25年2月25日

SCSK健康保険組合
理事長 熊崎 龍安

■新設する規程

禁煙治療費用補助金支給規程

インフルエンザ予防接種補助金支給規程

以上

S C S K健康保険組合 禁煙治療費用補助金支給規程

(目的)

第1条. この規程はS C S K健康保険組合(以下「組合」という)の被保険者および被扶養者が禁煙外来を受診し費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、禁煙の機会を広く与え、かつ奨励し疾病予防ならびに健康の保持増進を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条. 組合に加入する 20 歳以上の被保険者および被扶養者を対象とする

(支給要件)

第3条. 次の各号すべてに該当した場合に補助金の交付を行うものとする

- ① 日本国内の医療機関において保険外診療による禁煙外来を受診すること。
- ② 禁煙外来による禁煙治療を終了し、禁煙に成功したと組合が認定すること。
ただし、禁煙成功の認定方法は毎年度取り決めるものとする。

(支給額・支給回数)

第4条. 補助金の額は、所定の禁煙外来プログラム終了までの、自由診療に要した費用の 10 分の 7 相当額とし、上限を 28,000 円とする。

2. 前項により算出した額に 100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
3. 補助金は 1 人当たり、1 年度に 1 回とする。

(支給申請手続)

第5条. 補助金を請求しようとする者は、禁煙外来プログラム終了後、原則として 1 カ月以内に次の申請書類を組合に提出しなければならない。

- ① 「禁煙治療費用補助金請求書」
- ② 禁煙治療費であることが明記された医療機関の領収書

(不支給対象)

第6条. 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付は行わないものとする

- ① 禁煙治療を保険診療で受けた場合
- ② 禁煙治療を途中で中断した場合
- ③ 禁煙補助剤(禁煙用パイプ、ニコチンパッチ、ニコチンガムなど)を個人で購入した分についての費用

(その他)

第7条. この規程に定めのない事項については、その都度理事会で定める。

附則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

S C S K健康保険組合
インフルエンザ予防接種補助金支給規程

(目的)

第1条. この規程は、S C S K健康保険組合(以下「組合」という)の被保険者および被扶養者がインフルエンザ予防接種を受け費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、予防接種を受ける機会を広く与え、かつ奨励し健康管理ならびに疾病予防に資することを目的とする。

(支給対象者)

第2条. 組合に加入する被保険者および被扶養者を対象とする。

(支給要件)

第3条. 次の各号すべてに該当した場合に補助金の交付を行うものとする。

- ① 受診日現在、組合の被保険者および被扶養者の資格を有していること。
- ② 組合が毎年度定める補助金支給対象期間内に受診すること。

(補助金の支給限度額および回数)

第4条. 補助金の額は、受診者1人当たり3000円を上限として、その実費相当額を支給するものとする。

2. 補助金は1人当たり、1年度に1回とする。

(支給申請手続き)

第5条. 補助金を請求しようとする者は、毎年度組合が定める期間内に次の書類を組合に提出しなければならない。

- ① インフルエンザ予防接種費用補助金交付申請書
- ② インフルエンザ予防接種の受診費用であることが明記された受診者宛ての医療機関が発行する領収書原本

附則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。